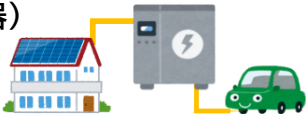


令和7年度 福島市 脱炭素住宅整備助成事業

福島市では、脱炭素社会の実現に向け、脱炭素住宅の整備に要する経費の一部を助成します。

助成対象設備	助成率	主な助成条件
住宅用太陽光発電システム 	一律 4 万円	申請年度内に FIT 制度もしくは非 FIT に基づく余剰売電を開始したもの
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム 	蓄電容量 1 kwh あたり 1 万円 (上限 10 万円)	FIT 制度もしくは非 FIT 制度に基づく余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体申請の場合、設置完了日が既存太陽光発電システムの FIT 期間内であること）
電気自動車充給電設備 (V2H 機器) 	一律 10 万円	電気自動車等への充電及び電気自動車から分電盤を通じた住宅への電力供給が可能な機器
ホームエネルギー マネジメントシステム (HEMS) 	一律 1 万円	住宅内の電力使用を調整する制御機能を有しているもの 住宅用太陽光発電システムと同時設置するもの
家庭用電気自動車充電設備 	設置費用の 1 / 3 (上限 2 万円)	申請年度内に充電設備を設置し、EV または PHV を注文・購入したもの

— 申請期間 —
令和7年4月7日～令和8年3月31日

※補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

問い合わせ・申請書等提出先

福島市環境政策課 ゼロカーボン推進係
〒960-8601 福島市五老内町3-1
TEL: 024-525-3742

詳しくはこちら 



令和7年度福島市脱炭素住宅整備助成事業 概要

- 申請方法：必要書類をご準備の上、オンライン申請、郵送または直接持参のいずれかの方法により市環境政策課に申請してください。**※各支所・出張所での受付はできません。**
- 必要書類が全て揃った時点で受付となります。ただし、補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても受付できません。

1 対象者

次のいずれにも当てはまる方

- ① 本市に住民登録がある
- ② 市内で自ら居住する住宅に設備を設置した、または自ら居住する、設備が設置された新築住宅を購入した
- ③ 当該住宅を借用していない
- ④ 市税等を滞納していない

2 対象設備（未使用品に限ります。）

対象設備	設備の要件
①住宅用太陽光発電システム	(1) 住宅の屋根等（倉庫・庭先・カーポートなどを含む）への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの (2) 起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの (3) 申請年度内にFIT制度もしくは非FITに基づく余剰売電を開始したもの
②家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの (2) インバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの (3) FIT制度もしくは非FITに基づく余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体申請の場合、設置完了日が既存太陽光発電システムのFIT期間内であること）
③電気自動車充電設備（V2H機器）	(1) 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な機器 (2) FIT制度もしくは非FITに基づく余剰売電をしている住宅用太陽光発電システムと系統連系しているもの（単体申請の場合、設置完了日が既存太陽光発電システムのFIT期間内であること）
④ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	(1) 住宅内の電力使用量を計測して、電力使用状況が表示できるもの (2) 住宅内の電力使用を調整するための制御機能を有しているもの (3) 住宅用太陽光発電システムと同時申請するもの
⑤家庭用電気自動車充電設備	(1) 電気自動車等（EV、PHV）の充電設備を設置するもの (2) 設置工事完了日が申請年度内であるもの (3) 申請年度内にEV又はPHVを注文・購入したもの